

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和元年5月24日午後1時15分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一            2番 黒澤 ちよ子            3番 高橋 誠一  
4番 峠田 一徳            5番 浅野 厚司            6番 渡部 基司  
8番 安達 芳紀            9番 佐藤 一志            11番 渡沢 寿  
12番 伊藤 圭一            13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 2名にして氏名は次のとおり  
7番 本間 仁一            10番 小野 博
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 大室 拓  
同 上 事務局補佐 嶋貫 幹子  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報 第8号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報 第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第8 議第22号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について  
日程第9 議第23号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一般改正に係る意見について



議長（高橋会長） 次に日程第5報第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました報第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が5件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今提案されました、報第9号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。ご覧ください。  
1番につきましては、■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計4,385㎡を所有権移転するために、合意解約するものです。  
2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計5,818㎡を賃借人の都合により合意解約するものです。  
3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■との賃貸借契約 ▲▲字▲▲田 3,258㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。  
4番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■との賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計1,328㎡を賃貸人の都合により合意解約するものです。  
5番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■との賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 2,611㎡を農地転用申請するため、合意解約するものです。以上でございます。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） なしの声がありましたので、報第9号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に日程第6議第20号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました議第20号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転が3件、賃借権設定が5件、使用貸借権設定が1件、合計9件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定下さるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第20号について、ご説明申し上げます。議案書は4から6ページになります。

はじめに、4ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外1筆 田 合計 4,770 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で ▲▲字▲▲田 3,258 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。

3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で ▲▲字▲▲田 53 m<sup>2</sup>を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、5ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

4番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外5筆 樹園地 合計 900 m<sup>2</sup>について、新規の1年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 489 m<sup>2</sup>を新規の3年契約で、毎年11月30日支払、金納となっております。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 畑 631 m<sup>2</sup>を新規の3年契約で、毎年11月30日支払、金納となっております。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の一部 畑 3,549 m<sup>2</sup>を新規の3年契約で、毎年11月30日支払、金納となっております。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2,955 m<sup>2</sup>を新規の5年契約で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に、6ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

9番につきましては■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外3筆 田 合計 5,741 m<sup>2</sup>を再設定の10年契約となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで現地調査について、担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、議第20号 1番、4番の現地調査について、8番安達芳紀委員より、報告をお願いします。

8番 (安達芳紀委員) 5月23日に現地調査に行つて参りました。申請地につきましては、全て耕作され、周辺農地に影響がないことを確認しました。

議長 (高橋会長) 次に、2番の現地調査について、4番峠田一徳委員より、報告をお願いします。

4番 (峠田一徳委員) 5月21日に現地調査に行つて参りました。全て耕作され、周辺農地に影響がないことを確認しました。

議長 (高橋会長) 次に、3番の現地調査について、3番高橋誠一委員より、報告をお願いします。

3番 (高橋誠一委員) 5月24日に現地調査に行つて参りました。申請地につきましては、全て耕作され、周辺農地に影響がないことを確認しました。

議長 (高橋会長) 5番、6番、7番の現地調査について、松田繁徳推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 松田繁徳推進委員より、全て耕作され、周辺農地に影響がないことを確認したとご報告をいただいております。

議長 (高橋会長) 次に、8番の現地調査について、13番鈴木正徳委員より、報告をお願いします。

13番 (鈴木正徳委員) 作付けはまだされていないものの、今後基盤整備をし蕎麦を植えるとのことで、周辺農地に影響がないことを確認しました。

議長 (高橋会長) お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長 (高橋会長) ………異議なしの声………  
異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。

8番 (安達芳紀委員) 暫時、休憩をお願いします。

議長 (高橋会長) それでは暫時休憩します。(ときに午後1時29分)

議長 (高橋会長) 総会を再開します。(ときに午後1時32分)

議長 (高橋会長) 他に本案件について、質疑意見はありませんか。

………なしの声………

- 議長（高橋会長） なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いします。
- ……………全員挙手……………
- 議長（高橋会長） 許可することが全員と認めます。  
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（高橋会長） 次に、日程第7議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 大室事務局長 ただ今上程されました、議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し、3件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第21号について、ご説明申し上げます。議案書は7ページになります。  
1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 外4筆 田 合計1,565㎡の所有権移転をうけ、障がい者支援施設を建築するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
2番につきましては、■■■■が、■■■■と■■■■から、▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計4,553㎡の所有権移転をうけ、会社敷地を拡張して、トラックや特殊車両置場として利用するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第1種農地と判断されますが、例外規定の既存敷地の拡張に該当するもので、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
3番につきましては、■■■■が、■■■■ と使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 畑 512㎡に、一般住宅を建築するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第1種農地と判断されますが、例外規定の集落に接続する住宅に該当するもので、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長）　　ここで、現地調査について、3番高橋誠一委員より、報告をお願いします。

3番  
（高橋誠一委員）　　5月17日に私と黒澤ちよ子委員、大室事務局長、嶋貫係長の4名で5条3件の現地調査をして参りました。3番の案件について、申請地の一部に昭和49年に建築した住宅が建っておりました。この度、息子夫婦が同一敷地内に住宅を新築するため敷地の調査をしたところ、判明したとのこと。今回の申請につきましては、申請者から始末書が提出されていることを確認しております。その他の案件については申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）　　お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ありませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）　　異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。  
本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はありませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。お諮りいたします、ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）　　許可相当の意見を付することが全員と認めます。よって、本案は、申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）　　次に、日程第8議第22号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長　　ただ今上程されました、議第22号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年5月13日付け農第143号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、1件の所有権移転による、農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長）　　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

嶋貫事務局長補佐 　ただ今提案されました、議第22号につきまして、ご説明を申し上げます。10ページをご覧ください。

10ページにつきましては、総括表となっております。所有権移転が1件で、計画面積が4,385㎡となっております。

つづきまして、11ページをご覧ください。所有権移転1件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、■■■■から、■■■■へ ▲▲字▲▲の田、3,000㎡ 外2筆 合計 4,385㎡ を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は、口座振替となっております。以上でございます。

議長（高橋会長） 　これより、審議に入ります。本案件について、質疑、意見を求めます。

3番 市川満さんのお名前の漢字は間違いございませんか。

（高橋誠一委員）  
嶋貫事務局長補佐

間違いございません。

議長（高橋会長） 　他に質疑意見はありませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　決定することが全員と認めます。

よって本案件については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 　次に、日程第9 議第23号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました、議第23号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年5月10日付け農第129号で、南陽市長から本委員会に対し、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に係る意見を求められておりますので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課栗野係長の補足説明を求めます。

農林課  
栗野農政係長

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る概要について、ご説明いたします。

今回の改正は、県の基本方針を農業経営基盤強化促進法により概ね5年毎にその後10年間について固めることになっております。今回5年毎の県の方針見直しに当たり、その内容に合わせての変更されるものであります。

改正点として、1つ目が平成27年度農林業政策に基づいた統計資料を反映した記述を更新したものであります。

2つ目が県の基本方針において、新しい営農モデルが提示されたので、置賜地方のものを引用するものであります。

3つ目が基本構想で定めた期間を5年間延長するもので、平成34年までを令和9年までと改正するものです。

その他留意事項として、今後国の指導によって、県の基本方針における担い手の集積面積を変更する場合は改めて改正する必要がある、とのことになります。

営農モデルについては、今後市内のデータを収集しまして、より市の農業経営に沿った内容に修正していきたいと思っております。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。  
本案件について、質疑意見を求めます。

4番  
（峠田一徳委員）

今回の改正は統計上の数字の変更ということでよろしいでしょうか。

農林課  
栗野農政係長

そのとおりです。その他平成から令和といった、文章上の文言の変更となっております。

議長（高橋会長）

他に質疑意見はありませんか。

議長（高橋会長）

……なしの声……  
なしの声がありましたので、質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、一部改正することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

議長（高橋会長）

……全員挙手……  
一部改正を妥当とすることが全員と認めます。  
よって、本案については、一部改正することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。  
よって令和元年5月17日付け 南農委告示第6号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後1時47分）